⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成24年９月21日において次の要件を満たすものとする。

①　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の工事の製作及び架設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。

ア）３径間以下の鈑桁橋

イ）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が45m以上であること。

㋓　床版支間5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係わるものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「圏央道織部前地区高架橋上部工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成24年８月27日

国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第３号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　導入計画物品及び数量　次世代型高速シーケンシングシステム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成24年度２月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　大量並列シークエンスが行えるシステムであること。鋳型増幅をするかどうかは問わない。

Ｂ　ヒト全ゲノムＤＮＡシークエンス解析、エクソーム解析、ChIP―seq解析、遺伝子発現プロファイリング解析を行えること。

Ｃ　塩基の検出方法が蛍光標識法もしくは半導体によるpH測定法であること。

Ｄ　１回の解析に必要な鋳型ＤＮＡ量は10マイクログラム以下であること。

Ｅ　ＤＮＡ断片を片側末端から100塩基もしくは両側末端から100塩基ずつ読み取れること。